

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの期間、同年10月から7年3月までの期間及び同年5月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年7月まで
② 平成6年10月から7年3月まで
③ 平成7年5月から8年3月まで

私は、確かな記憶は無いが、1か月や2か月だけ納付して残りの期間を納付しないようなことは無かったと思う。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせても21か月と比較的短期間であり、かつ申立人の国民年金加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、納付が困難であったとする時期については適切に免除申請を行っているなど、申立人の国民年金に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立期間前後の期間に係る保険料は現年度中に納付されており、大きな納付の遅れも見当たらないことから、申立期間に係る保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成3年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月20日から同年12月2日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所で平成3年12月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、同事業所には同年6月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立期間において、申立人は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の元事務担当者は、「事業主の指示により、申立期間当時から厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の資格取得に係る手続は入社と同時に進んでおり、厚生年金保険料も控除していた。」と証言しており、同事業所において申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人と同様の業務をしていた複数の同僚は、入社日とほぼ同時に厚生年金保険に加入していると証言している。

さらに、A事業所の元顧問税理士をしていた者は、「A事業所の申立人と同様の仕事をしていた者は、入社時から厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年12月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が既に解散していることから、これを確認することはできないものの、B厚生年金基金は、被保険者資格の得喪届は複写式である旨証言しており、申立人の当該事業所における厚生年金基金及び厚生年金保険の資格取得日の記録は同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が同じ資格取得日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成3年12月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月から同年11月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(A 事業所)
② 平成 7 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(B 事業所)

ねんきん定期便で標準報酬月額について確認したところ、申立期間当時に A 事業所及び B 事業所から支給されていた給与より低額の標準報酬月額が記録されていることが分かった。給与明細書を所持しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①において 26 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成11年8月30日、資格喪失日に係る記録を12年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年8月は16万円、12年7月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月30日から同年9月6日まで
② 平成12年7月29日から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①及び②について、A事業所に在籍し、給与支払明細書及び源泉徴収票並びに現金書留の控えから、厚生年金保険料を支払っていることが確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録、申立人の所持する給与支払明細書及び平成11年分、12年分の源泉徴収票並びに現金書留の控えから、申立人は、11年8月30日から12年7月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A事業所の事業主は、厚生年金保険料の控除額に不足が生じたため、申立人に対して請求し、申立人は、当該請求額を支払ったことが、平成12年10月13日付、現金書留の控えの引受印により確認できる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与

支払明細書の厚生年金保険料控除額及び平成 11 年分、12 年分の源泉徴収票の社会保険料額並びに現金書留の控えの金額から、11 年 8 月は 16 万円、12 年 7 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の資料は無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月30日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間当時、同一企業内のA事業所（現在はB事業所）C工場からA事業所本社に転勤した時期であり継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA事業所C工場に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA事業所C工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場における昭和49年2月の被保険者原票から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年10月1日から20年5月15日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ同年5月15日から同年9月1日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所（B工場）における資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る昭和19年10月1日から20年5月15日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務していたC事業所の保管する人事記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことがわかるが、オンライン記録によると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認ができない。

しかし、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月15日までの期間については、申立人は、「自分は、昭和19年9月にD学校を卒業した後、同年10月1日にA事業所に入社した。」「当時、A事業所の従業員は、交替で当該事業所の水道タンクに登り、飛行機の監視をしていた。」と述べているところ、当該学校（現在は、E大学）が提出した卒業証明書から、申立人の卒業年月日は、19年9月30日であることが確認できる上、申立人が戦時中に

一緒に働いていたとする元同僚は、「申立人は、昭和 19 年の秋頃に A 事業所に入社してきた。自分と職場は違うが、申立人は正社員として勤務していた。当時、水道タンクの上で若い従業員が順番で飛行機の監視をしていた。」と証言していることから、申立人は、同年 10 月 1 日から A 事業所に勤務していたと認められる。

また、上述の元同僚は、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

申立期間のうち、昭和 20 年 5 月 15 日から同年 9 月 1 日までの期間については、F 省発行の証明書によれば、申立人は、同年 5 月 15 日に海軍に召集され、同年 9 月 1 日に召集解除とされていることが確認でき、当該期間は、海軍に召集されていた期間であるため、当該期間において厚生年金保険被保険者としての資格が無かったとは考え難い上、申立人と同様に A 事業所に勤務し、同年 6 月 20 日に召集され、同年 9 月 11 日に召集解除とされている元同僚は、オンライン記録によれば、当該召集期間は厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 20 年 5 月 15 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であったとすることが必要である。

申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、「自分は、昭和 20 年 8 月 31 日に召集解除された後、1 週間から 10 日後ぐらいまでに A 事業所へ戻った。」と述べているところ、申立人が終戦後も一緒に働いていたとする元同僚は、「自分は、昭和 20 年 9 月に召集解除され、同年 9 月半ばに A 事業所へ戻ったときには、既に申立人が働いていたのを記憶している。」と証言していることから、申立人は、同年 9 月中も A 事業所に勤務していたと認められる。

また、上述の元同僚は、A 事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、昭和 20 年 9 月 11 日に召集解除とされていることが確認できるが、同年 9 月においても厚生年金保険被保険者としての記録が存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 15 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ同年5月15日から同年9月1日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における20年10月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和19年10月1日から20年5月15日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年10月21日まで

A事業所B支社に勤務していた申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所C支店（同事業所B支社が名称変更）の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和44年10月21日にA事業所B支社から同事業所本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支社における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月21日から25年2月1日まで
② 昭和25年2月1日から26年7月1日まで
③ 昭和27年12月15日から30年6月15日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和31年6月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和28年10月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は、申立期間①及び②と同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と相違している上、

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録の記載が無いなど、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間③について、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年9月1日まで
(A事業所)
② 昭和27年9月1日から同年11月1日まで
(B事業所)
③ 昭和37年3月31日から同年4月1日まで
(C社)
④ 昭和37年10月29日から38年2月1日まで
(D事業所)

社会保険事務所(当時)に申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答を得た。

給与明細は残っていないが、申立期間①、②及び④について上述の事業所に勤務していたことは事実であり、また、申立期間③について、同一企業内で転勤した時期で、C社には継続して勤務していたので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、C社E事業所の回答から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し(昭和37年4月1日にC社E事業所から同社F事業所に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るC社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 37 年 2 月の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年 3 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が記憶する同僚の証言及び申立人のA事業所に関する詳細な説明から、申立人は申立期間①当時、A事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、上述の同僚からは、申立人のA事業所における在職期間及び勤務状況についての詳細な証言を得ることはできなかった。

また、A事業所に照会したところ、「申立期間①当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残っていない。」と回答していることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 24 年 10 月 1 日から 28 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらないほか、申立人がA事業所に一緒に住み込みで勤務したと記憶する同僚の氏名も申立人同様、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和 27 年 9 月 1 日から勤務していたと主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、同年 11 月 1 日にB事業所の厚生年金保険の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、B事業所に照会したところ、「申立期間②当時の資料は残っていないが、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間②当時、B事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員は、「B事業所で厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務していた。当時は、見習い期間があり、自分も本採用になってから厚生年金保険に加入している。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかが

われる。

申立期間④について、申立人を記憶している同僚は、申立人のD事業所における勤務期間までは記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、D事業所の事業主（申立期間④当時の事業主の子息）は、「申立期間④当時の資料は残っていないが、厚生年金保険の適用については、従業員の希望により加入の手続をしていた。厚生年金保険に加入していない期間の保険料は、申立人の給与から控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた者の中には、「自分は、会社から社会保険への加入を勧められたため、加入の希望を伝え、厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B事業所から系列会社のA事業所へ転勤した際、B事業所の資格喪失日が昭和36年10月1日であるのに対して、A事業所の資格取得日が37年4月1日となっているため、申立期間については加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間当時はA事業所に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元所長及び複数の元同僚による証言並びにB事業所の複数の元同僚の証言から、申立人はB事業所系列会社に継続して勤務し（昭和36年10月1日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は死亡しており、さらに商業登記簿上、A事業所の後継会社となっているC事業所も、「当時の資料は残っ

ていない。」と回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から同年9月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間当時、同一企業内のC事業所D分室からA事業所（現在はC事業所に名称変更）B支店に転勤した時期であり継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所B支店が提出した在籍証明書並びに雇用保険及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人はA事業所B支店に継続して勤務し（昭和44年8月21日にC事業所D分室からA事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和44年9月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 22 日から 33 年 1 月 24 日まで
② 昭和 33 年 4 月 5 日から 34 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 1 日から同年 9 月 5 日まで
④ 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 8 月 22 日まで
⑤ 昭和 35 年 8 月 21 日から 38 年 4 月 27 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①と申立期間③と申立期間②、④及び⑤はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、申立期間⑤の直後である昭和 38 年 4 月から厚生年金保険に再加入するまで国民年金保険料を全て納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月26日から同年5月9日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所のC支店からB支店への異動であり、継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所（A事業所が名称変更）から提出された人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和35年4月26日にA事業所C支店から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録では、2万円とされているが、当時の標準報酬月額の最高等級は1万8,000円であることから、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月

私は、会社を退職した平成 13 年 7 月頃に社会保険事務所（当時）に赴き、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。対応した職員は男性であったことを記憶しており、保険料を納付した際に白色をした長方形の領収書を受け取った。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 7 月に会社を退職したことに伴い、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所に赴き、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているところ、申立期間当時、現年度保険料の収納は自治体が行っており、社会保険事務所の窓口で現年度保険料を領収することはできなかつたと考えられることから、申立人の主張は当時の状況とは一致しない。

また、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間は国民年金に未加入とされている上、オンライン記録によれば、申立人に対し、平成 15 年 2 月に申立期間に係る加入勧奨状が作成された記録が確認できることから見ても、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していなかつたと考えられる。

さらに、オンライン記録及び全国健康保険協会の回答から、i) 申立人は申立期間当時、健康保険任意継続被保険者であったこと、ii) 申立期間当時は、初回の健康保険料の納付と引き替えに健康保険被保険者証の交付を行っていたところ、申立人は、平成 13 年 7 月に申立人の居住地の社会保険事務所で健康保険任意継続被保険者資格取得の申出を行ったこと、iii) 同年同月 19 日に初回分（平成 13 年 7 月分）の健康保険料を納付したことがうかがえることから、申立人は同年同月の退職に伴う健康保険の継続手続や保険料納

付を行った記憶を国民年金に係る記憶として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が平成 13 年 7 月の後、時期を遅れて加入手続を行っていた場合、15 年 8 月までであれば申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする社会保険事務所が保管している当時の領収関係資料（「国民年金保険料現金領収証書」及び「領収済通知書」）に、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したことを示す資料は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

私は、平成9年3月に退職したので、町役場支所で国民年金加入手続を行ったが、保険料を口座振替にする等の納付方法等の指示は無かった。2年たった頃、社会保険事務所（当時）から保険料が未納との通知が届き、夫の通帳を確認すると保険料が引き落とされていなかったため、現年度分の保険料について口座振替の手続を行い、遡り分の保険料については、社会保険事務所から送付された納付書により金融機関で現金を下ろして2、3回納付したことを記憶しているため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張は、平成11年4月以降の近い時期に申立期間の保険料について過年度納付を行ったとするものと考えられるところ、この時期に申立期間の保険料を納付した場合、同保険料額を社会保険料控除額に計上していたものとみられる平成11年の確定申告書控によれば、同年の社会保険料控除額に計上されたのは、同年中に納付したとされる同年4月から7月までの期間及び同年10月から12月までの期間の保険料とみられ、申立期間の保険料が納付されたことは確認できない。

また、申立人は、平成9年3月の退職後間もなく国民年金加入手続を行ったと述べているものの、町の電算記録によれば、申立人の国民年金加入手続は、11年7月30日であったとみられ、これは、申立人が i) 平成11年4月から同年7月までの保険料を同年8月18日に納付書により納付したとみられること、 ii) 口座振替による保険料納付を同年11月に開始している（口座振替の申込みはその少し前であったことになる）こととも符合している。

この場合、申立期間に係る納付書が送付されるのも 11 年 8 月頃以降であり、同年同月を基準とすると、申立期間のうち 9 年 4 月から同年 6 月までは既に時効のため、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が納付したとする金額（15、6 万円）は、申立期間のうち 1 年分の保険料額に相当しており、同金額では申立期間すべてについて納付することはできないほか、申立人は、金融機関で現金を下ろして申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人から提示された預金通帳からは、上記申立人が保険料の納付を行い得るに至ったとみられる平成 11 年 8 月以降の近い時期に、申立人が納付したとする程度 of 金額が出金された記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月まで

私は、申立期間当時、勤務先が社会保険の適用事業所になるまで国民年金に加入していた。区役所で国民年金保険料を納付した覚えがあるので、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住した区の区役所から、督促状が届き、何らかの料金を支払った記憶があることから、これを国民年金に係る記憶として申立てをしているところ、申立人は、申立期間当時、国民年金加入手続を行ったとする明確な記憶は無く、年金手帳の交付を受けた覚えも無いとしているほか、申立期間に係る国民年金保険料の納付についても、納付金額や納付回数等に係る主張は曖昧であり、申立人の主張から、申立人が確かに申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを推認することは困難である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかかえ、申立期間は未加入期間とされている上、申立人が申立期間当時居住した区の区役所でも申立人の国民年金被保険者名簿が作成されたことはいかかえ、未加入とされている期間について保険料の督促が行われることも無かったと考えられる。

さらに、申立人が現在居住する市の電算記録でも、申立期間当時、国民年金に加入していた記録は無く、申立人は、平成 16 年 3 月に初めて国民年金に加入したこととされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

国民年金制度の施行に伴い、祖母又は母が区長（現在の自治会長）や組長の指導の下、私の加入手続を行い、保険料も納付した。その頃弟も社会人として農業に従事するようになり、私と同時加入していたことから、母からは保険料の納付が大変だったとよく聞かされた。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その祖母又は母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金制度施行当初から国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 42 年 4 月 20 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行い、共済組合の組合員資格を喪失した同年同月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したと推認できる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和 37 年 3 月までは、その祖母及び母とは別の自治体に住民票を置いており、国民年金制度施行当初にその祖母又は母が申立人の国民年金の加入手続を行うことはできなかったとみられるほか、申立人は、その弟と同時に国民年金に加入し、保険料の納付が大変だったことを母から聞いたと述べているが、その弟の国民年金の加入期間は 43 年 2 月から 44 年 1 月までの間のみであり、申立期間は厚生年金保険被保険者であったことから、その母から兄弟分の保険料を併せて納付していたと聞いた期間は上記申

立人の弟の国民年金加入期間であり、申立期間に申立人及びその弟の保険料が併せて納付されることは無かったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間における保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその祖母及び母も既に他界している上、申立人は当時の具体的な状況を聞かされていないことから、申立期間当時の状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録及び市の被保険者名簿のいずれも昭和 42 年 4 月 1 日とされており、納付記録についても記録間に齟齬は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間当時、町内会長が毎月、国民年金保険料を自宅まで徴収に来ていた。保険料を納付すると名簿に押印をしていた。私は、軍人恩給を受給していたので国民年金の権利が無いとの説明を受けたが、その後も保険料の納付を継続していた。申立期間当時は、長女と一緒に生活をしており、長女も町内会長が保険料を徴収に来ていたことなどを記憶しているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅まで徴収に来ていた町内会長に毎月納付していたと述べているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 36 年 2 月に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、翌 37 年 5 月に申立人が旧国民年金法第 7 条第 2 項第 2 号の該当者であることを理由として、国民年金被保険者資格を取り消されたことが確認できること、ii) 申立人自身も申立期間当時、軍人恩給を受給していたと述べていることから判断すると、36 年 4 月の国民年金制度発足前に、市が、生年月日等から、申立人を国民年金強制加入の対象者として把握しており、一旦、申立人は国民年金被保険者資格を取得することとなったが、後に申立人が軍人恩給受給者であることが判明し、上記旧法により恩給受給者は国民年金への加入は任意であり、申立人の加入の意思を確認すること無く適用することはできないことから、同資格が取り消されたものと考えられる。これにより、同資格に係る国民年金手帳記号番号も無効とされていることから、37 年 5 月の資格取消までに保険料が納付されていたことは考え難く、同年同月以降、41 年 4 月に申立人が別の同記号番号により国民年金に任意加入

したとされるまでの申立期間の大半についても、申立人に対して保険料の納付が求められることは無かったものと考えられる。

また、申立人は、制度上、昭和 41 年 4 月より前の任意加入の対象となる申立期間について、遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料も納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を集金により納付していたとしているが、申立人が居住する市では、昭和 41 年 4 月以降も集金による保険料の徴収は実施されていたとみられることから、特に申立期間について保険料を納付していたものと推認することもできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 31 日から同年 5 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
私は、昭和 48 年 11 月から 56 年 10 月まで A 事業所が経営する B 店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び A 事業所の関係者の証言から、申立人は申立期間において B 店に勤務していたことがわかる。

しかし、A 事業所の事業主及び関係者は、「申立期間当時、A 事業所から独立した者が設立した C 事業所が B 店を経営していた。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、C 事業所は昭和 55 年 1 月 31 日に全喪しており、同日に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

また、申立人が「入社して以来、自分の上司であり、社会保険等全てのことを管理していた。」とする C 事業所の事業主も、申立人と同様、C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所で昭和 55 年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失し、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所において同年 5 月 21 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間については厚生年金保険の被保険者としての記録を確認できない。

さらに、申立人は昭和 48 年 11 月から 56 年 10 月まで継続して B 店に勤務していたとしているが、申立期間については、雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人が提出した昭和 55 年夏期の賞与支払明細について、A 事業所

の事業主は、「A事業所が作成したものではなく、C事業所の事業主が作成したものではないか」と回答しているが、オンライン記録によれば当該事業所の事業主は死亡しており、申立人に賞与を支払った事業主を確認することができず、当該賞与明細書では申立期間に係る厚生年金保険料を控除しているか否かを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月26日から同年7月26日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間に、A事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が平成元年7月26日から同年8月9日までとなっているが、A事業所に入社したのは同年1月であり、同事業所で関わった業務を考慮すると、7か月間から8か月間は在籍していたと思う。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人はA事業所で平成元年7月26日に被保険者資格を取得しており、この記録は厚生年金保険の記録と一致する。

また、申立人が記憶する元上司は、A事業所において平成元年4月1日に厚生年金保険の資格を取得しており、「私は、平成元年4月1日にA事業所に入社したが、申立人は、私より3か月程後に入社してきた記憶がある。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間について、i) 夫の健康保険の被扶養者となっていること、及びii) 国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 23 日から 42 年 6 月 11 日まで
② 昭和 42 年 10 月 2 日から 45 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①については昭和 42 年 8 月に、申立期間②については 45 年 3 月に脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①について、申立期間①に係る事業所は、「当時の資料が無く脱退手当金の取扱いについては不明だが、当時の事務担当者によると、脱退手当金については説明をし、頼まれれば代理申請をしていた。」と回答しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚は、「脱退手当金についての説明があり、会社が手続をしてくれて受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 8 月 3 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間②について、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番

号は、昭和 45 年 3 月 1 日に申立期間①に係る記号番号に重複整理されたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間②の脱退手当金が同年 3 月 31 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月2日から27年4月12日まで
② 昭和27年8月4日から33年12月23日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月23日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給し

た記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月1日から19年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和17年7月1日から19年5月1日までA事業所に勤務し、健康保険に加入していることが確認できる。

しかし、上述の名簿の「労働者年金保険ノ記号番号」の欄は空欄となっており、申立人が厚生年金保険(申立期間当時は労働者年金)に加入したことが確認できない。

また、申立期間当時の労働者年金保険の制度では、被保険者の範囲を男子の筋肉労働者に限定しており、同僚と記憶する複数の同僚に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録では、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者となっていることが確認できないことから、A事業所では、申立人及び同僚を筋肉労働者として取り扱っていなかったことがうかがわれる。

さらに、B事業所及びC事業所(A事業所の後継事業所)に申立期間当時の労働者年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「過去の書類の保管は無く、申立期間当時のことを知る者もない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月 15 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録の確認ができないとの回答を得た。しかし、A事業所には昭和 49 年 4 月から、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所設立時の詳細な記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和 53 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「A事業所に入社した当初は、他の複数の同僚も厚生年金保険に未加入であったため、皆で会社に頼んで厚生年金保険に加入してもらった。」と証言している。

さらに、申立人の記憶する同僚及びA事業所に申立期間中に勤務していたとする複数の元従業員の厚生年金保険の資格取得日も、昭和 53 年 3 月 15 日であり、申立期間中は厚生年金保険への加入が確認できない。

加えて、A事業所は既に解散しており、当時の事業主及び上述の経理担当者であった役員は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、A漁の漁期は4月又は5月頃からであり、一緒に乗船したと記憶している同僚の記録では、昭和24年5月からとなっているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A漁の漁期は5月頃から10月頃までとなるので、8月から乗船したということはありません。」と主張している。

しかし、B船舶所有者のC船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の船員保険の被保険者資格取得日は、昭和24年8月1日となっており、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録において、申立人は、B船舶所有者のC船舶で、前述の船員保険被保険者名簿と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間に、B船舶所有者のC船舶において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人のことは記憶しているが、乗船期間については分からない。」と述べている。

さらに、申立期間当時から船員手帳の交付の事務を委任されているD市は、「船員手帳を初めて交付する際は、雇入れ通知書を確認のうえ、申請された順番に番号を付与し交付している。」としているところ、上述の船員保険被保険者名簿によれば、申立人の船員手帳番号は、申立人と同日（昭和24年8月1日）に船員保険の被保険者資格を取得している者の船員手帳番号と連番になっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月10日から同年10月17日まで
社会保険事務所(当時)に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間は、船員手帳においてA船舶所有者のB船舶に乗船していた旨、記載されていることから、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA船舶所有者のB船舶での船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、申立人のことを覚えている者はおらず、申立期間の申立人の乗船状況を確認できる証言を得ることができなかった。

また、A船舶所有者のB船舶の船員保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和32年7月9日に船員保険の被保険者資格を取得し、33年3月10日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、B船舶の船舶所有者は既に亡くなっているため、当該船舶所有者の遺族に照会したところ、「申立期間当時の資料は無く、申立期間中の船員保険の適用等の事務は、亡くなった船舶所有者のみが行っていたので、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の当該船舶における乗船状況、船員保険の適用状況等について証言及び資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年頃から 23 年 8 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 24 年 6 月 25 日から 26 年頃まで
(A 事業所)
③ 昭和 26 年頃から 28 年 3 月 16 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録がなく、同様にB事業所に勤務した期間のうち、申立期間③について厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の長男が提出した資料(申立人の経歴が記載されているもの)、A事業所が提出した人事記録及び当該事業所の総務担当者の証言から、申立人が当該事業所に在籍していたことがうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 23 年 8 月 1 日であることが確認でき、当該事業所の総務担当者は、「厚生年金保険に加入していない期間は、保険料を控除していないと考える。」と回答している。

また、A事業所が提出した人事記録によると、昭和 24 年 6 月 30 日出社、その後同年 7 月 1 日退職と記載されているのが最後となっており、これについて、

A事業所の総務担当者は、「申立人は昭和 24 年 7 月 1 日にA事業所を離職したことがうかがえるが、当該離職日より前の同年 6 月 30 日に入社と記載されていることから、申立人は少なくとも同年 6 月 30 日より前にA事業所を一旦辞めたと考える。したがって、申立人が同年 6 月 25 日に資格喪失したとする申立人の年金記録は妥当であると考え。」と回答している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24 年 6 月 25 日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③について、上述の資料により、申立人が申立期間当時、B事業所に関連する仕事をしていたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録から、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

なお、オンライン記録において類似する名称であり、申立人が事業主であるC事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できたが、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 3 月 16 日であり、申立人がB事業所で勤務したとする期間のうち、同日以降の期間はC事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、C事業所に照会したところ、「申立期間③当時の資料は無い。」と回答している上、C事業所における厚生年金保険の被保険者であり、申立人の部下であったとしている者は、「給与や労務といった事務全般は、死亡した申立人が管理していたと考える。」と述べていることから、申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかつた。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 20 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 8 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 9 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月21日から28年11月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、結婚した年月から逆算して、申立期間に、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚式を挙げた日から逆算して、A事業所を退職したのは、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録がある昭和27年11月ではなく、28年11月20日である。」と主張している。

しかし、B事業所（A事業所の合併先）が保管するA事業所の従業員名簿において、申立人に係る退職年月日は「昭和27年11月15日」と記録されていることが確認できる。

また、A事業所における複数の元同僚から、申立人が申立期間に、A事業所に勤務していたとする証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月頃から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間において、A事業所のB支店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B支店に勤務していた元従業員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所B支店に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所本社の元社会保険事務担当者は、「B支店を含めた支店に係る厚生年金保険事務は全て本社で一括して行っていた。また、中途採用者の場合、試用期間があり、当該期間については厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員は、「厚生年金保険に加入する前からA事業所に勤務している。」と証言しており、A事業所では入社後、必ずしもすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主、並びにB支店の支店長及び経理課長であったとされる者は既に亡くなっており、C事業所（A事業所の後継事業所）に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されていないと回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の保険料控除の状況について確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 39

年1月21日から40年1月12日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 21 日から 45 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所で勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な主張内容及びA事業所の元従業員の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元取締役は、「申立人の職種では、会社は厚生年金保険に入れていなかったと思う。」と証言しており、申立人と同様の職種であった前任者の氏名も、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に見当たらない。

また、A事業所の元事務員は、「入社後ある程度様子を見た後、社長が社員と認めた者だけが厚生年金保険に加入できた。」と証言している上、当該事務員及び前述の取締役は、「申立期間当時の従業員数は 11 人ぐらいだった。」と述べているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立期間当時の被保険者数は 8 人で、当該事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出については不明である。」と回答しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 44 年 7 月 1 日から 47 年 5 月 15 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、

申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 5 日から 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の職場の従業員の詳細な証言から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「厚生年金保険の被保険者となると給料の手取額が減ることから、皆から反対をされ、しかたなく事務担当の者だけを被保険者とし、現場で働く従業員については厚生年金保険の加入手続をしなかった。昭和 36 年 4 月、厚生年金保険の被保険者となっていない者は、国民年金と国民健康保険に加入の必要が生じたことから、反対がなくなり、皆を健康保険・厚生年金保険の被保険者とすることができた。」と回答している。

また、A事業所の元取締役（申立期間当時の事務担当者）は、「厚生年金保険の適用事業所となった際、本店の判断で、事務等の従業員だけを、健康保険と厚生年金保険の被保険者とした。申立人を含めた現場の従業員は、被保険者としなかった。厚生年金保険の被保険者となっていない者から、保険料を給与から控除することはない。」と証言している。

さらに、申立人を含む 14 人が、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。